

COVID-19 対応の参考
(新型コロナウイルス)
Version2
(ステージ3対応)

※広島県内への感染症の拡大状況等によって
指示事項は変化します。

- 3月末現在、広島県内においても感染者の拡大傾向が確認されています。また、全国的に外出自粛の要請がでる等の緊迫した事態となっていることから、下記のステージ3となった場合の対応について周知します。

ステージ3

新型インフルエンザ等の感染者が施設内でも発生しており、感染拡大防止に関する本格対応のみならず、業務継続に関する本格対応の必要性が顕在化している状況。

したがって、対応は、ステージ2（地域発生早期）から本格実施している感染予防対応の継続実施と、業務継続対応の本格実施が中心となる。

COVID-19（新型コロナウイルス）対応の指針 ステージ3 対応

新型コロナウイルスによる感染拡大に対応するため、本会としての基本方針を定め、原則この指針に従って対応することとする。

この指針に拠りがたい事態が生じた場合は、都度検討し、改めて指示する。

（全サービス共通）

● 職員等について

- ① 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、**マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等**により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。
- ② 職員は、**各自出勤前に体温を計測し、37.5度以上（通常体温よりも1度以上高い場合も含む）の発熱、味覚・嗅覚の異常、せき等の体調不良の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。**
該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。
- ③ **家族が②に示す症状があるも、該当する職員については、管理者に報告し、出勤の可否について指示を受けるとともに、確実な把握を行うよう努めること**
- ④ 過去に発熱が認められた場合にあっては、**解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。**
該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。
- ⑤ **このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。**
- ⑥ **高齢の職員・基礎疾患の職員・妊娠している職員については、重症化の危険性が高いため、特に健康観察に留意すること。**
- ⑦ 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働事務連絡）を踏まえ、**適切な相談及び受診を行うこととする。**
※「相談・受診の目安」
 - **高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。**
 - **これら以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。**

※所轄保健所 昼間

夜間

⑧ ①～⑦については、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、**当法人のすべての職員を含むものとする。**

● 家族等の面会について

- ① 面会については、感染経路の遮断という観点から、**緊急やむを得ない場合を除き、全面休止する。**
 - 面会休止期間については、**地域の感染状況等を見て、改めて検討する。**

● 出入り業者等について

- ① 業者等についても、感染経路の遮断という観点から、**納品等については玄関など施設の限られた場所で行う。やむを得ない業務で居室のあるエリアに立ち入る場合については、検温を依頼し、発熱が認められる場合には入館をお断りする。**
- ② **緊急やむを得ない場合を除き、居室のあるエリアへの立ち入りを原則禁止する。**

● 日常のケアを行う際の留意事項

- ① 利用者に対しての**検温の強化等、体調不良者の早期発見**に努め、体調不良者の経過観察、受診の検討等について**管理医と連携して対応する**
- ② 利用者にケアや処置をする場合には、**職員は必ずマスク・手袋を着用すること。**
- ③ 利用者・職員の手に触れる箇所の**清掃・消毒を強化すること。**
- ④ 居室で過ごす時間が増えるため、**定期的に換気を行うこと。**
- ⑤ **レク等を行わない場合、日常的な声かけやコミュニケーションに努め、ストレス軽減を図ること。**

▶ 特養・ショートにおいて新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や 37.5 度以上（平熱より 1 度以上高い場合も含む）の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の施設等における対応について

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、配置医師及び協力医療機関に相談し、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施
- ⑥ 体調不良の利用者の早期発見
- ⑦ その他業務の縮小の検討
- ⑧ サービスの休止等

① 情報共有・報告等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の家族等に報告を行うとともに、他の利用者の家族に対して情報提供を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、十分な消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。

トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れ

た可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。
また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- 当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

（個別のケア等の実施に当たっての留意点）

濃厚接触が疑われる利用者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

（i）食事の介助等

- 食事介助は、原則として個室で行うものとする。
- 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

（ii）排泄の介助等

- 使用するトイレの空間は分ける。
- おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。
- おむつは感染性廃棄物として処理を行う。

※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。（使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。）

（iii）清潔・入浴の介助等

- 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使ったタオル等は熱水洗濯機（80℃10分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。

(iv) リネン・衣類の洗濯等

- 当該利用者のリネンや衣類については、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

⑥ 体調不良の利用者の早期発見

濃厚接触の疑われる利用者以外の利用者に対しても検温の強化等、体調不良者の早期発見に努め、体調不良者の経過観察、対応方法等について管理医と連携して対応する

⑦ その他業務の縮小

感染疑い及び濃厚接触の利用者のケアに通常以上の手間がかかることと同時に、体調不良の職員の出現・基礎疾患のある職員の出勤の減少、公立学校休校への対応等による休暇等、出勤者数の減少が想定されるため、以下の対応を行う。

- 当施設の業務を重要度に応じて 4 段階（A-D）に分類し、事態の進展に合わせて優先度の低い業務から順番に縮小・休止することで、利用者の健康・身体・生命を守る機能のできる限り維持する。具体的には、ステージ 3 に移行した段階で、D の業務は休止、C の業務については縮小する。

◇ 業務分類

業務	内容	当施設における業務
A	通常時と同様に継続すべき業務	食事、排泄、与薬、医療的ケア、保清（清拭）等
B	感染予防・感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供、空間的分離のための部屋割り変更、施設内の消毒/感染物の処理、来所者の体温測定、特定接種/集団接種対応等
C	規模・頻度を減らすことが可能な業務	入浴、リハビリ 等
D	休止・延期できる業務	行事・レク等 上記以外の業務

・業務が過重になりすぎないように、実施の必要性の高さ、実施方法、代替方法、実施頻度等について、都度検討し、優先度の高い業務が行えるよう調整する。

- 外部医療機関への受診については、医師の指示により緊急性の高いものなど必要最低限に留める。受診する場合も、受診の可否について当該医療機関に確認の上で実施する。受診に付き添う職員についても、マスク等を着用の上で受診し、受診後は使用した車両・車椅子等を消毒する。
- 外部からの診療については、感染経路の遮断という観点から、原則休止する。必要な治療のためやむを得ず受け入れる場合は、できる限り診察室など施設の限られた場所で行う。
- 施設内で実施する会議等については、原則休止する。
- 施設外で開催される会議等については、参加の必要性について検討し、都度判断する。

⑧ サービスの休止等

ステージ3に移行した段階で、新規のショート受入を直ちに中止する。

- その時点で利用していたショート利用者に濃厚接触が疑われる場合は、配置医師・協力医療機関に相談の上、原則として利用を継続する。その際保健所からの指示があればそれに従う。
- その時点で利用していたショート利用者が濃厚接触の対象者でなく、発熱等の症状がない場合は、配置医師・協力医療機関に相談の上、退所を検討する。その際保健所からの指示があればそれに従う。
- その際、各利用者の担当ケアマネ等に速やかに状況を報告する。

➤ デイサービスにおいて新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合のデイサービスにおける対応について

新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握した場合、通所事業所等は、当面、併設特養の配置医師及び協力医療機関に相談し、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施
- ⑥ サービスの休止等

① 情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。

さらに、当該利用者の担当の居宅介護支援事業所等に報告を行うとともに、当該利用者のかかりつけ医への情報提供を依頼する。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、デイサービスにおいては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者
- 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、保健所の指示に従い、家族等へ連絡し、自宅待機を要請する。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

⑥ サービスの休止等

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、③④⑤を優先的に実施するため直ちに翌日以降のサービスを休止する。サービスの再開等について保健所等からの指示があればそれに従う。当事業所において、感染疑い及び濃厚接触者がいない場合においても、保険者からのサービス休止要請があれば、それに従いサービスを休止する。

➤ 訪問介護において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 訪問介護事業所等における対応

① 訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合

訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該事業所は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、さらに、当該利用者の担当の居宅介護支援事業所等に報告を行うとともに、当該利用者のかかりつけ医への情報提供を依頼する。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

② 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

①の報告を受けた居宅介護支援事業所及び保健所等と相談し、生活に必要なサービスを確保するよう協力する。その際、地域の保健所とよく相談した上で、訪問介護の必要性を再度検討すること。なお、人員確保等によりその対応が困難である場合は、その旨を担当の居宅介護支援事業所に申し出ること。

③ 訪問介護事業所等がサービス提供を行う場合

②の結果、訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

- 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(サービス提供にあたっての留意点)

- 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤し

ないこと。

- 濃厚接触が疑われる者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。
- ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- 訪問時には、換気を徹底する。
- 濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- 体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

(個別のケア等の実施に当たっての留意点)

(i) 食事の介助等

- 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。
- 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

(ii) 排泄の介助等

- おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。

(iii) 清潔・入浴の介助等

- 介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使ったタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv) 環境整備

- 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う

➤ 居宅介護支援事業所が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合

① 居宅介護支援事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合

当該事業所は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者へ

の報告を行う。さらに、当該利用者の主治医及び利用しているサービス事業者等に報告を行う。

なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、利用者と接するサービス提供を行わないことが望ましい。

② 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

①の情報を把握した居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保するよう協力する。その際、地域の保健所とよく相談した上で、サービスの必要性を再度検討すること。また、感染拡大防止のためにサービスを休止する事業者とも連携を密にし、情報収集を適切に行うこと。

※サービス提供の必要性が認められ、居宅訪問等を行う場合には、以下の点に留意すること。

- 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと
- 介護支援専門員自身の体調がすぐれない場合は訪問を控え、電話等で対応すること
- 訪問に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染防止策を徹底すること。具体的には、訪問前後における手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、玄関先で短時間で済ませる等工夫をすること。
- 事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(参考)対象物による消毒方法

対象	消毒方法
手指	<ul style="list-style-type: none">● エタノール含有消毒薬： ラビング法（30 秒間の擦式） ワイピング法（拭き取り法）● スクラブ剤による洗浄（消毒薬による 30 秒間の洗浄と流水）
嘔吐物、排泄物	<ul style="list-style-type: none">● 嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は、手袋をして 0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
差し込み便器 (ベッドパン)	<ul style="list-style-type: none">● 熱水消毒器（ベッドパンウォッシャー）で処理（90℃1 分間）。● 洗浄後、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（5 分間）。
リネン・衣類	<ul style="list-style-type: none">● 熱水洗濯機（80℃10 分間）で処理し、洗浄後乾燥させる。● 次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬後、洗濯、乾燥させる。
食器	<ul style="list-style-type: none">● 自動食器洗浄器（80℃10 分間）● 洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。
まな板、ふきん	<ul style="list-style-type: none">● 洗剤で十分洗い、熱水消毒する。● 次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）に浸漬後、洗浄する
ドアノブ、便座	<ul style="list-style-type: none">● 消毒用エタノールで清拭する。
浴槽	<ul style="list-style-type: none">● 手袋を着用し、洗剤で洗い、温水（熱水）で流し、乾燥させる。
カーテン	<ul style="list-style-type: none">● 一般に感染の危険性は低い。洗濯する。● 体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。